



保医発0417第3号
平成26年4月17日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局医療課長
(公印省略)

「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法の一部改正等に伴う実施上の留意事項について」の一部改正について

本日「厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名」（平成20年厚生労働省告示第95号）の一部が平成26年厚生労働省告示221号をもって改正されたところであるが、DPC制度のより一層の透明化、適正化等を図る観点から、その取扱いについて通知するので、関係者に対し周知徹底を図られたい。

記

1. 改正の概要について

「040040 肺の悪性腫瘍」のうち、手術・処置等2の5に「アフアチニブマレイン酸塩」を、
「04026x 肺高血圧性疾患」のうち、手術・処置等2の3に「リオシグアト」追加する。

2. 関係通知の一部改正について

「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法の一部改正等に伴う実施上の留意事項について」（平成26年3月19日保医発第0319第4号）の診断群分類定義樹形図中、「04026x 肺高血圧性疾患」を別紙1のとおり改める。

また、「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法の一部改正等に伴う実施上の留意事項について」（平成26年3月19日保医発第0319第4号）の定義テーブル中、「040040 肺の悪性腫瘍」及び「04026x 肺高血圧性疾患」を別紙2のとおり改める。

